

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
R5単価契約川崎国道事務所不動産鑑定評価等業務(その1)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 川崎国道事務所長 藤坂 幸輔 神奈川県川崎市高津区 梶ヶ谷2-3-3	令和5年7月3日	神奈川鑑定 神奈川県横浜市戸塚区 上矢部町284-8-411	-	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、川崎国道事務所が施行する道路事業のために必要となる評価対象地域内の標準地ないし事業用地の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書を含む)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、地価公示標準地の評価等に関する実績、地価調査標準地の評価等に関する実績、鑑定評価実績及び業務実施方針などを含めた企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争方式により選定を行った。神奈川鑑定は、企画提案書において、総合的に優れた提案を行った者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を締結するものである。	非公表	177,100円 (基準単価)	-	-	予定調達総額 1,997,600円
R5単価契約川崎国道事務所不動産鑑定評価等業務(その2)	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 川崎国道事務所長 藤坂 幸輔 神奈川県川崎市高津区 梶ヶ谷2-3-3	令和5年7月3日	株式会社みなと鑑定 神奈川県横浜市中区本 町6-52	7020001057320	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、川崎国道事務所が施行する道路事業のために必要となる評価対象地域内の標準地ないし事業用地の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書を含む)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、地価公示標準地の評価等に関する実績、地価調査標準地の評価等に関する実績、鑑定評価実績及び業務実施方針などを含めた企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争方式により選定を行った。株式会社みなと鑑定は、企画提案書において、総合的に優れた提案を行った者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を締結するものである。	非公表	177,100円 (基準単価)	-	-	予定調達総額 1,997,600円

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
R 5 川崎国道広報資料作成業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 川崎国道事務所長 藤坂 幸輔 神奈川県川崎市高津区 梶ヶ谷 2-3-3	令和5年10月24日	株式会社エム・シー・アンド・ピー 東京都千代田区紀尾井町4-1 紀尾井町ビル	2120001041913	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は川崎国道事務所管内の国道246号バイパス厚木秦野道路、国道357号多摩川トンネル及び辰巳・東雲・有明立体において、映像を用いて、一般の方々にわかりやすく、効果的な広報資料を企画検討し、作成する業務である。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、「業務実施方針及び手法」、「特定テーマ」などを含めた技術提案を求め、企画競争により選定を行った。 株式会社エム・シー・アンド・ピーは、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	非公表	3,498,000円	-	-	
R 5 川崎国道首都圏道路ネットワークに関する広報業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 川崎国道事務所長 藤坂 幸輔 神奈川県川崎市高津区 梶ヶ谷 2-3-3	令和5年12月20日	株式会社電通東日本 第2ビジネスプロデュー ス局 さいたま支社 埼玉県さいたま市大宮 区桜木町1-7-5	1010401050996	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、首都圏のみならず日本全体の経済活性化のポテンシャルを持つ首都圏の道路ネットワークについて、東京都及び神奈川県内をはじめとした道路の機能強化への取り組みを示すとともに、今後の道路ネットワーク整備の未来に向けた展望を示すための広報(シンポジウム)を実施し、首都圏の道路ネットワークへの関心の喚起と、理解の促進を幅広い層に展開することを目的とする業務である。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、「業務実施方針及び手法」、「特定テーマ」などを含めた技術提案を求め、企画競争により選定を行った。 株式会社電通東日本は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	非公表	13,992,000円	-	-	

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。